

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

< 第31号 >

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月7日（土曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第31号＞

開会の日時

年月日 令和8年3月7日 土曜日
開 会 午前6時52分
散 会 午前8時51分

場 所

第2委員会室

議 題

1 参考人からの意見聴取について（ワシントン駐在問題について）

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	瀬 長 美佐雄

委員 比嘉瑞己
委員 当山勝利

欠席委員

なし

参考人招致のため出席した者の職・氏名

(参考人)

ダニエル・Ｓ・クラカワー

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題についてに係る参考人からの意見聴取についてを議題といたします。

本日は、ワシントン駐在設置及び活動支援事業等にかかる再委託事業者として、ダニエル・Ｓ・クラカワー氏に出席をお願いしております。

クラカワー参考人。こんばんは。委員長の西銘と申します。

本日は御多忙のところ、参考人招致に御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

オンライン形式での参考人招致は、沖縄県議会では初めての実施となりますが、円滑な進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これより参考人に対する質疑を行います。

まず初めに、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 クラカワーさん、おはようございます。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 こんばんは。

○宮里洋史委員 早速、質問していきたいと思います。

(1)、質問5、17、32、33、37にあるように、平安山氏は、2015年4月17日に、あなたの事務所と直接業務委任契約を締結したとしています。

そこで質問いたします。

沖縄県の内部資料によれば、ワシントンコア社はあなたの事務所へ駐在所の登記、FARA申請登録及び駐在員等のビザ申請取得に係る法務全般を再委託したいとの申請を沖縄県に行っていますが、ワシントンコア社からあなたの事務所へは再委託をしたい旨の相談はありましたか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 いいえ、再委託はありませんでした。

私は直接、沖縄県と委任契約をしておりました。

○宮里洋史委員 ワシントンコア社に対して、直接、県とあなたの事務所が契約を締結しているという事実を伝えましたか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 はい、先方も知っておりました。

コミュニケーションの最初から先方も関わっておりましたので、私が直接、契約をしているということは理解しておりました。

○宮里洋史委員 2016年度以降も同様な形で、駐在員が県を代表する形で、直接、沖縄県との間で業務委任契約を締結し続けていた事実がありますか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 いいえ、この委任契約というのは継続的なものでしたので、再契約ですとか、改定、アップデートする必要があるものではありませんでした。

これは沖縄県が、もうこれ以上、契約を継続しないと決めるまでは、サービスを提供するというものでした。

そうですね、これは継続的な契約でした。

○宮里洋史委員 それではお聞きします。主に、やり取りしていたこの県の職員はどなたですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 当初は、平安山氏と山里氏でした。

○宮里洋史委員 その後は、アメリカ、ワシントンに来る駐在職員と、主にやり取りする形になりますか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人　そうですね、この10年間の間に何度か人事異動があつて人が変わってございましたけれども、そのときにいる方とコミュニケーションは取ってございました。もちろんコア社も含めて。

○宮里洋史委員　沖縄県にいる、本庁の職員とのやり取りは特になかったですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人　したとは思わないです。

平安山氏と山里氏に関しては、日本にいるときにやり取りをしたということはありませんけれども、そのほかはないです。

○宮里洋史委員　F A R Aの申請登録並びに、この毎年の報告というのに関わっていましたか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人　はい。

○宮里洋史委員　このF A R Aの報告に関してなんですけれども、そのD Cオフィス社の支払関係の報告は、どなたから受けていましたか。

F A R Aは、この活動報告を移民局に行うので、そのこういったところにお金を払ったよ、それでこういう活動しているよ、まであるんですけれども。その支払関係とか、法人としてのお金の動き、報告の内容はどなたから受けていたか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人　ちょっと混乱しているんですけれども、F A R Aには年に1回アップデート。アップデートを提出する必要があるんですけれども、年1回毎年のものというのであれば、D Cの政府のほうに出す会社に関する報告だと思うんですが、どちらのほうをおっしゃっていますか。

○宮里洋史委員　両方。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人　D Cオフィスに関する情報の提出ということであれば、その駐在の方が、その時にいらっしゃる方が、ワシントンコア社を通して提供してくださいました。

○宮里洋史委員 F A R Aのこの報告は、株式会社として行われていたと思うんですけども、その認識と駐在職員がその会社の役員である認識は、皆共有していたのか教えてください。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 これ、共有されていたというのは誰と。

○宮里洋史委員 コア社と駐在職員ですね。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 はい。

○宮里洋史委員 改めて聞きます。

この駐在の職員は、株式会社の役員だったという認識をこの報告ごとにしているということで間違いないですよ。

F A R Aの報告、都度都度、定期報告がある中で、立場として、株式会社の役員として申請しているというのを、駐在職員は認識しているかどうか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 そうですね。ちょっと登録書類が今、手元にないので、役員という形だったか職員という形だったかだと思うんですけども、本人たちは認識してやっていました。

○宮里洋史委員 少し設立時の話に戻るんですけども、このCコーポレーション、いろんな法人の形態があると思うんですが、株式会社の法人がいいんじゃないかと提案したのはどなたですか。それとクラカワーさんは、その提案を受けて登記したのか確認願います。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 まず、その法人の形態について話し合ったときに、様々な情報を収集しました。

何をしたいか明確にして、その中でビザの申請、それから税法上の申請、そういうものを考慮しました。その後に明確になったのが、Cコーポレーション、法人というのが、唯一の選択肢だということです。

しかしながら、私たちはそれを言いはしましたが、私たちがその決定をしたわけではありません。

○宮里洋史委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員 クラカワーさん、こんばんは。

本日は、我々委員会の参考人招致に御協力いただきありがとうございます。

それでは早速質問をしますが、前提としてまず確認しますが、私ども議会から最初に質問をした1から43の質問については、今お手元にお持ちですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 はい。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

それでは早速質問に入りますが、最初に我々から質問をさせていただいた中で、番号7番における回答においては——これ7番というのは会社形態の質問ですけれども、税金や移民法を考慮した結果、他の選択肢が最終的に実行不可能でしたので、結局Cコーポレーションを選択したとあります。一方で、我々が最初に質問しました質問の36、DCオフィス社の設立は必須要件だったのかというところにおいては、回答では、他の選択肢があったというふうにしております。これは7における回答とこの36における回答、どちらがまず正しいのか。その見解をお伺いします。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 最初の段階では、このワシントンDCに設立する上で、可能な選択肢というものをいろいろと協議をして、いろいろ出てきたんですけれども、その後ですね、適切なビザを職員が取れる、そして、税制上も問題ないかどうかということをいろいろ考慮した結果、ほかのオプションではなくこれになったということですので、その状況の中で、可能な選択肢を全て考えたということですね。

○上原快佐委員 分かりました。

じゃ、次に35番。DCオフィス社は貴社法律事務所から提言によって設立されたのか事実関係を伺うというところで、その回答においてですけれども。貴事務所は、県の代表者らと様々な設立の選択肢を協議し、とありますけれども、どのような選択肢が示されたのか。それは、貴殿からの選択肢の提案であったのか、それとも県側からの提案であったのかということをお伺いします。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 これはアメリカに、特にワシントンDC

に事務所を設立するという話でしたので、そのときに考えられた形態としてはまず会社形態ということで、これは税制的にCコーポレーションもしくはSコーポレーションということがありました。それから、NPOですね、非営利団体で設立するという。それから有限責任会社という選択肢も出てきましたが、これは税制上のことから、もう除外されましたけれども、どういう選択肢があるかと聞かれたので、こういう選択肢を提示いたしました。これはもちろん決定をしたのは県ですけれども、ただ、Cコーポレーションという形以外は、実現可能性がなかったもので、これになったということです。

○上原快佐委員 クラカワーさん、日本の法律に明るいかどうかちょっと分かりませんが、この株式、Cコーポレーションというのは日本でいうところの株式会社というふうに日本で訳されるんですけれども。そのことについて、認識はおありでしたか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 いえ、知りません。

○上原快佐委員 今クラカワーさんの答弁の中で、会社形態の会社はCコーポレーションとSコーポレーションがあって、最終的に税制上の理由や様々な理由を勘案した結果、Cコーポレーションを沖縄県側が選択して決定したという御説明でしたけれども、Sコーポレーションを選択しなかった理由というのは、何か明確な理由はあるんですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 このSコーポレーションが選択肢として上がらなかった理由としては、アメリカの法律上、非住民ですね、外国人によって会社を設立することができないからです。

○上原快佐委員 分かりました。

ということは、これ、次の質問につながるんですけれども、このDCオフィス社のような形態、沖縄県のような形態で活動、政治活動を行っている法人というのは、アメリカにおいて——これはアメリカにおいてというよりワシントンDCにおいてですね、特殊事例なのか。それとも一般的な会社の形態ということで理解していいのか、見解を伺います。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 その質問にお答えする十分な情報と経験がありませんので、その質問に対する回答はできません。

○上原快佐委員 十分な経験がないということは、今回行ったような会社設立というのは、日本の代理人としての会社設立というのはクラカワーさんにとって初めての経験だったんですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 はい、そうです。

○上原快佐委員 通常の日本以外の法人設立というのは、通常、経験が豊富だということでしょうか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 外国の政府に関しては、経験がありませんが、海外の、外国の会社の設立に関しては、関与したことが多くあります。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

それでは、次の質問に行きますけれども、法人設立のやり取りの中で、平安山氏と山里氏に、法人について十分な説明を行い、両氏とも十分に理解し、納得した上で署名を行ったという認識をしているのか、見解をお伺いします。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 はい、そうだと思います。

○上原快佐委員 それはなぜそうと言いつけるんですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 私の経験から、特に特段、普通とは違うような状況というのもなく、私が言ったことを、提示したことを理解していないような様子もなかったからです。

○上原快佐委員 それではその平安山氏、山里氏とのやり取りの中で、両氏からこのCコーポレーションについての様々な疑義であったり、他の選択肢に対する疑義というのは質問がありましたでしょうか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 その話に関しては、私が関与すること、依頼を受ける内容ではなかったので、話には出てこなかったと思っています。しかしながら、やはりもう10年以上も前のことなので、どういった流れでそういったお話が出てきたのかとか、そういう具体的なことは覚えていませんが、私の記憶の中ではそういったことはなかったと思います。

○上原快佐委員 では、クラカワーさんの記憶の中では、特に、この会社形態が望ましいであったりだとか、この会社形態ではまずいというような話合いというのは特に覚えていないということによろしいんですかね。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 その会話をしたとき、情報を共有したときというのは、もちろんワシントンコアも関与していて、それは通常の弁護士対顧客の会話でした。

○上原快佐委員 じゃ、次の質問。再質問のこれ最後になりますけれども。

36番の質問を我々からしまして、沖縄県が米国において政治的な活動を行うに当たり、ＤＣオフィス社の設立は必須要件だったのかという問いに対して、県は他の方法、例えば日本の団体を通じて、あるいは県が直接的に米国で政治活動を行うことができたはずとしていますが、なぜ他の方法を提案しなかったのか。また県が直接的に米国で政治活動を行うことの具体的な根拠や事例があるのか、見解をお伺いします。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 私がまず声をかけられて、関与して、沖縄県を代表するということになったときには、まず最初の目的というのは、物理的にフィジカルにそのワシントンＤＣのオフィスを設立するという目的でした。その決定は知事がなされて、また知事から平安山氏に伝えられたと思います。

彼らがほかの選択肢について、提示であったり、話したことはありませんが、この今の御質問に対して、私自身が回答する資格はないと思っています。なぜかという、外国政府の政治活動をどのように行うかという話なので、私が関与するところではなく、それはあくまでも外交の話だと考えています。

○上原快佐委員 外交の話だというのはよく理解できますけれども、ただ我々に対する回答においては、明確に、県が直接的に米国で政治活動を行うことができたはずだというふうに回答しているんですね。だとしたら、今の回答というのは、前回いただいた回答とちょっと矛盾することになるんですけれども、いかがでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 では、その回答を訂正、言い直しさせてください。沖縄県ができたはずだと私は信じている、考えていますと。

その会社、外交に関する会社を代表する、外交に関する会社が、そういうことをできるというふうなものは、あくまでも私の信じている、思っていることであり、それがあくまでも私の考えということでもありますので、それ以上追加することは、回答できることはありません。

○上原快佐委員 分かりました。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 それでは、クラカワーさん、こんばんは。

では質問をさせていただきます。

私は、32番の回答のクラカワーさんが回答していただいた、業務委任契約書に署名する権限を有していたと合理的に考えていたということに関して再質問します。

まず、あなたの事務所と直接業務委任契約を締結していた、としておりますけど、初代所長の平安山氏が沖縄県を代表する正当な権限を有していたと信じるに足る事情はありましたでしょうか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 私は、平安山氏がそういった正当な権限を有していたと思います。なぜかということ、それがガバナーのオフィス、知事のオフィスのほうから決定されたというふうに思っていたからです。

これもまた同じことの繰り返しになるんですけども、10年も前の話なので、具体的にどういった流れや会話だったかということは覚えていないんですけども、ただ知事のほうから公式に正式に発表を行う、DCオフィスを設立するという発表があったと思います。

また私の知っているところでは、知る限りでは、知事はその設立を承認して決定したと。また、内部の事情に、手続に関しては私が関与するところではないので把握していないんですけども、私が知る限りでは権限を平安山氏が持っていたというふうに考えております。

○高橋真委員 それでは、クラカワーさんと初めて会った際、会ったときの印象をお尋ねしたいんですけど。この平安山氏、初代所長は、自身の立場をどのように説明していましたでしょうか。また、平安山氏らが重要書類、業務委任契約書や定款などにサインをする際、自分に権限があるのかといった、ためら

いとかは見られたものでしょうか。それとも、県の代表として堂々とサインをしていましたか。お伺いします。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 最初にまず初めて平安山氏にお会いしたときに名刺をいただいたんですけれども、その名刺も手元にありませんので、具体的にどういった役職だったかというのは覚えておりませんが、その当時の役職が記載されていたかと思います。

ただ、その戸惑いですね、ちゅうちょが見られたか、サイン、署名をする際にちゅうちょが見られたかについては、そういった戸惑いというのは見られませんでした。

具体的にいうと、定款にサインしたのは私自身、署名をしたのは私自身であり、業務委任契約、委託契約書、それからその他の設立に係る書類に関しては平安山氏が署名をしました。が、いずれにしても戸惑いといったものは見られませんでした。

○高橋真委員 もっと言っているんですか。もういいです。

ありがとうございました。もう用意していません。

もういいです。ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 こんにちは。

今回クラカワ－さんにお話を伺うのは、決してアメリカでの手続の問題の是非ではなくて、日本の法に抵触しているのではないかということでお話を聞かせていただいています。

質問をさせていただいていた５番と１４番にあるように、ワシントンコア社のコンサルティング業務には入出金の管理が含まれていたと理解しています。

そこでワシントンコア社が、沖縄県とのコンサルティング契約に従って、入出金の管理をしていると聞いたのは、どなたからでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 覚えていないんですけれども、ワシントンコアだったかと思います。

平安山氏、山里氏が言ったかもしれないですけど、それは通常のこととして理解しておりました。

○新垣淑豊委員 ワシントンコア社の気付で送付するようにと依頼を受けたとありますが、これはどなたから受けた依頼でしょうか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 請求書の話ですよ。

こちらのこともちょっと覚えておりません。

10年前に、最初の段階で、そうなったことですので、ちょっと覚えてないです。

○新垣淑豊委員 では、先ほどもお話があったかと思いますが、確認でもう一度聞きたいと思います。この沖縄県との契約についてです。

沖縄県の報告書では、再委託となっていますけれども、あなたの会社、もしくはあなた個人はワシントンコア社ではなくて、沖縄県と直接契約と契約をしたということよろしいですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 そうですね、それは私がそう理解しているということではなくて、事実として再契約ではなく直接契約をしていました。

○新垣淑豊委員 その後も数年間にわたって契約をしています、継続して契約を毎年行っていたのか。教えていただけますか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 それは先にも述べたとおり、継続的な契約でしたので、特に更新が必要なものではなく、どちらかの側が、これをもう続けないと決断するまで続くものでした。

○新垣淑豊委員 2018年から、この県との契約の金額がかなり減っています。この理由を教えてください。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 最初、最もコストがかかったのが、移民関係それからビザ取得に関するものでした。それが最も大きな割合をコストとして占めていましたけれども、もちろん他にもいろいろありましたけれども、それが後ほどいろいろ経験を得たことで、コストが下がったということです。ですので移民関係、ビザ関係のコストが、大幅に削減されたということが理由です。

○新垣淑豊委員 今のコストが下がったというのは、クラカワーさんの事務所

の知見が深まったのか、それとも沖縄県として経験を得たので、安く済むようになったのか、これはどちらなんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 別にどちらでもなくて、この移民とかの
手続に関しては、いろいろと重複するものがあるので、私は移民専門ではない
ので、確実なことは言えないんですけども、いろいろな情報がある中で、既
に重複しているものに関しては、そこは時間をかけなくてもよかったので、コ
ストが下がったということです。

○新垣淑豊委員 今回、沖縄県からこの契約をしたときの報酬ですね。これは
先ほど、ワシントンコア社経由でお支払いをされているというふうに聞いてお
りますけれども、これは口座ははっきりしていない、覚えていないというふう
に言われていましたが、これはクラカワ－さんとしては、口座はどちらにせよ、
沖縄県から支払われた報酬であったという認識をしているのでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 そうですね、支払われたものは全て県か
らということです。口座に関して、どこの口座から振り込まれたかということ
は、覚えていないというよりは、会計課が別にありますので、私自身がどこか
ら振り込まれたかということを見たわけではないので、それははっきりしない。
どの資金源から来てるかっていうのは分からないということなんですけれど
も、支払われたものは全て県からということです。

○新垣淑豊委員 クラカワ－さんは、シュルマン・ロジャース事務所の代表者
としての権限を御持ちでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 どういう権限をおっしゃっていますか。

○新垣淑豊委員 沖縄県との契約をすると。通常であれば会社の代表と、その
事務所の代表とかがされると思うんですけど。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 これは会社の方針として、そのような委
任契約などに署名をして契約を結ぶ権限を持っております。

○新垣淑豊委員 最後にですけれども、先ほどナンバー36で、どのような形な
ら、ＤＣオフィスの設立以外に、直接的な政治活動ができたと考えてますかと

いうことですね。先ほどそういう信じているという話がありましたけれども。もう一つですけれども、この会社の設立をしたほうがよいのかどうかについて、これは沖縄県から相談があったかどうかこれを教えてください。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 日本ของบริษัทということですか。

○新垣淑豊委員 要はワシントンDC株式会社インクをつくる以外に何か効果的な活動ができないかという相談はあったのか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 いや、ないです。

○新垣淑豊委員 もう純粋に会社をつくってくれというお願いをされたということですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 先ほども申し上げたとおり、私はワシントンDCに物理的なオフィスを設置することを支援してほしいというふうに指示を受けました。ですので委任契約書がちょっと目の前にないので、どういうふうに言っているのかははっきり覚えていないですけれども、そういう指示を受けておりました。

○新垣淑豊委員 ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 それでは、次の質問者として仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 ミスターダニエル・クラカワー、よろしくお願いします。

(2) 番、質問18、24、28、42にあるように、株券については、事務処理の便宜を目的としてあなたの事務所が保管してたとしています。

ここで質問します。1 番、事務処理の便宜とは具体的に何を指しているのかお願いします。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 これはあくまでも事務処理の便宜というのは、安全にそれを保管するための選択肢として、その会社、顧客が保管したくないというときにこちらで保管するものであり、そういったケースは非常に多くあります。

○仲里全孝委員 なぜ沖縄県の有価証券なのに、アメリカの弁護士事務所で保管されてたんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 これはアメリカでは非常に一般的な方法で、この会社設立に当たって提供するサービスの一部となります。この株券以外ですね、例えば会社議事録簿であったり、それから様々なドキュメント、そして内部規定、年間の決議書、そういった様々な書類を保管するというのは非常に一般的なアメリカでの行いであります。

○仲里全孝委員 それでは、あなたの判断で株券を保管してたという理解でよろしいでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 いいえ、異なります。

私はあくまでも機会を、そういった機会を提供して、そう提案して、ではほかの書類と一緒に保管してくださいというふうにあったから行ったまでです。

○仲里全孝委員 誰かから指示があったんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 それは指示があったというわけではなくて、その協議、ディスカッションの一環であったことであります。この設立のプロセスの中で、こういった書類記録というのを私たちの事務所で保管しますか、それとも御自身で管理しますか、と聞いたときに、私たちの事務所で保管するというふうを選択したということです。

○仲里全孝委員 次に２番、行きます。

沖縄県またはＤＣオフィス社ないしワシントンコア社から、株券はあなたの事務所で保管してもらいたい旨の依頼、または保管することについて承認があった事実がありますか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 あんまりよく覚えていないんですけども、ワシントンコア社に関してはそういった決断ができる能力はなかったと思っています。どういった話の流れだったか覚えておりませんが、恐らく代表の方の誰かから来たものだと思います。

○仲里全孝委員 それは、山里氏ですか、それとも平安山氏ですか。相談した

のは。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 覚えていません。

○仲里全孝委員 手続を取ったのは、誰と手続を取ったんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 ちょっと質問の意味が分からないんですけれども。

○仲里全孝委員 これまで平安山氏、山里氏と設立とか調整をされたっていうふうには２人の名前しか出てないんですけども、誰かと調整されましたかということです。そのほかに誰かと調整されましたかということです。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 当初の設立に関してはほかに関与した人というのはい wasn't でしたが、その後に人事異動等ありましたので、その後からは、ほかの職員、ディレクター等々やり取りがありました。

○仲里全孝委員 その担当者は覚えてないっていうことで理解してよろしいでしょうか。人事異動の後の後任について。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 全ての名前は思い出せないんですけども、ヤゴさん（音声不明瞭）、仲里さん、男性の方お二人という名前があったかなと思います。

○仲里全孝委員 次に３番行きます。

逆に株券を県側へ引き渡すように積極的に依頼された事実がありますか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 私が覚えている限りではないですね。もしあったとすれば、そうしていたと思います。

○仲里全孝委員 なぜ、令和６年の１２月に沖縄に株券が郵送されたんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 恐らく私がそう依頼されたのか、ちょっと覚えてないですね。要するに今このお話聞いて私が思うのは、それが株券が返還された。その誰から要求があったのか、そして誰宛てに送付されたのか

というのは覚えていないです。

○仲里全孝委員 沖縄県から依頼されたのは間違いないですか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 あまり覚えていないです。その2024ですが、恐らく男性の仲里さんという方が、私が直接ほとんどのやり取りをしていたかと思います。なので、恐らく彼からその話があった可能性が高いですが、ただ覚えてはいないです。

○仲里全孝委員 あなたの事務所から沖縄県に郵送されましたか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 正直に言うとやはり覚えていないです。私にはパラリーガルという補助をしてくれる人がいるんですけども、パラリーガルの方が全ての記録を維持しています。なので推測するに、恐らく誰かが取りに来たのではないかなと、私のオフィスに取りに来たのではないかなと思います。恐らく直接、県に送ったわけではないかと思います。その当時、何度か仲里さんにお会いしていたので、可能性としては、仲里さんがそれを取りに受け取りに来た、そしてそれを郵送したのではないのかなと思うんですけども、やはり確実ではないです。

○仲里全孝委員 4番に行きます。

株券には平安山氏、山里氏のサインがあるが、これは自筆によるものですか、それともデジタルサインによるものですか、お願いします。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 それは自筆、手書きだったかと思います。思い起こすところのやり取りという、この書簡のやり取りというのを行って、実際に直筆で書いてもらう必要があったので、私たちはその署名をしてもらったと記憶しているので、これは手書きであったと思います。

○仲里全孝委員 あなた自身、このサインをするときに立会いましたか。

○ダニエル・S・クラカワー参考人 立ち会っていたわけではなくて、郵送で行いました。

○仲里全孝委員 郵送で行ったときに自筆は確認されましたか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 郵送されたということで自筆署名した際にはいなかったの、私はその署名のときに立ち会っていたわけではありません。

○仲里全孝委員 それでは５番行きます。株券が発行された事実は、平安山氏、山里氏への情報共有はどのように行ったんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 ２人とも両者ともに株券に署名をしました。

○仲里全孝委員 委員長、以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から予定の終了時間まで４０分程残っているが、改めて追加で質疑したい委員がいるか確認を行った。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

先ほどの協議に基づいて、少し時間を延長して質問したいと思います。
では、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 関連してちょっと１点だけ質問させてください。

先ほど、株券について弁護士事務所で保管されていたというふうな話がありました。そのほかにですね、沖縄県の会社、いわゆる *O k i n a w a P r e f e c t u r e i n c* に基づいての創立する書類は、そのほかに書類を保管されてましたかという確認です。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 ほかにも保管されていたものがあります。先ほども述べたとおり、定款それから内部規定、年間の決議書、それからバイアニュアル——年間に提出する書類等々ですね、これはワシントンＤＣのほうに提出する書類等、それからレジャーといったものがバインダーにまとめて保管されておりました。

○仲里全孝委員 それ、今保管されているという話がありましたけど、なぜこ

の書類を弁護士事務所で保管されていますか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 先ほども申し上げましたが、これは顧客のあくまでも選択ですと。私たちが提供するサービスの一環で、その便宜上で顧客に提供しているサービスの一環となります。そして、そういった保管に関する決定をこの顧客がしたと。もちろんコピーに関しては、電子とコピーという形で提供もしております。これはただ単に、私たちがどういうふうにビジネスをやるかというやり方、サービスの内容になります。

○仲里全孝委員 これは、オリジナルはアメリカの弁護士事務所で保管をして、コピーは沖縄県のほうに送付されてるということで理解してよろしいですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 はい、そのとおりです。

そうですね、ほとんどのものはそうだと思いますが、あまりオリジナルの署名、直筆の署名が書かれている書類というのはあまり多くありません。例えば年間の決議書といったもの、そういったものにはデジタルの署名を使っております。なので、そんなにそのオリジナルの書類というのは、あまり多くはないです。

ただ、株券ですね、そういったものとかがオリジナルのドキュメント、オリジナルの書類になるかと思います。

○仲里全孝委員 このオリジナルの書類は、沖縄県のほうに返還する予定はありますか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 もしその要請がありましたら、喜んで対応させていただきます。

○仲里全孝委員 その書類の中でですね、皆さんの弁護士事務所から、今回設立されたO k i n a w a P r e f e c t u r e i n c、いわゆる株式会社になっていることは沖縄県に報告してますか、それともしなかったんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワ－参考人 ちょっとその質問を正しく理解しているか自信がないのですが、全ての書類、そのコピーの全ての書類のコピーというのは、D C オフィスのほうに提供されました。そのD C オフィスにいる代表、その駐在の人ですね。もちろんその株券の名前、主というのは沖縄県でした。

なので、恐らくその情報は共有したのではないかと思います、直接そういった書類のコピーを県に送ったわけではありません。

○仲里全孝委員 この書類、いわゆるこの業務の契約は、対相手は沖縄県と直接、業務を執り行っていたということで理解してよろしいですか。

○ダニエル・S・クラカワ参考人 はい。そのとおりです。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 今日は、ありがとうございます。

この委員会では、このワシントン事務所が株式会社として設立していたのに、県や議会への報告や手続がなかったことを問題視しております。

一方で、初代所長の平安山氏は我々委員会に対して、このワシントン事務所の正式名称は、O k i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , i n c . であると言っておりました。

それなので、平安山氏はワシントン事務所は営利活動を行うわけではないので、日本でいう株式会社としての認識は全くなかったと答弁しています。

平安山さんは特殊法人であると認識していたと答えています。

そこでクラカワさんに質問なんですが、平安山氏や山里氏には、皆さんがそのCコーポレーション、これは株式会社として説明していたのか、その点をお聞かせください。

○ダニエル・S・クラカワ参考人 アメリカでは、これは株式を発行する株式会社、上場している株式会社というわけではないです。

日本の定義、そのCコーポレーションというのがちょっと違うかもしれないんですけども、アメリカでは、そういう形態ではないです。

ですので、私も分からないんですけども、平安山氏が実際の事実、これがCコーポレーションであるという事実を、どう違うふうに認識していたのかどう認識していたのかというのは、私は分かりません。

○比嘉瑞己委員 しかし、結果的に形式上は株式会社になっています。

ただ、このワシントン事務所の活動のためには、形式上でもこの株式会社という形態を取る必要があります、そのことは、このワシントンの州法では問題はない、その認識でいいのでしょうか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 パートナーシップという形もあったかとは思いますが、必ずしも会社でなくてもよかったかと思います。

ただやはり、それが一般的な形ということだと思います。選択肢の一つですね。その選択肢が選択されたということだと思います。という以外に、どう答えていいか分からないんですが……。

○比嘉瑞己委員 そのパートナーシップという形は、こういった形なんですか。

○ダニエル・Ｓ・クラカワー参考人 これはもう単にビジネスの形態の一つで、２人以上の人がビジネスをするというものを指しております。

ですので、ここでは会社形態でなければいけなかったのかということで聞かれたので、あくまでもこれを出しただけですけども。これしかなかったわけではないですね。

○比嘉瑞己委員 どうもありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 以上で、参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

クラカワー参考人、本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり御出席いただき心から感謝申し上げます。

本日はありがとうございました。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人はオンライン接続を解除し、退席)

(休憩中に協議した結果、①ＤＣオフィス社の株券が本庁に郵送されたことが確認できる記録、②県と米国弁護士の間で交わされた業務委任契約に関する記録の原本一式について、知事に対して記録の提出を要求することで意見の一致を見た。また、３月１３日金曜日午後１時１５分から玉城知事の証人尋問を行うことを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

資料の提出を求めることについては、休憩中に御協議しましたとおり、シュルマン・ロジャース法律事務所にあるＤＣオフィス社設立に係るいろいろな資

料一式等について、知事に対して要求することとし、手続等に係る詳細は委員長に一任することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は、3月13日金曜日午後1時15分から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎